

自立支援医療（精神通院医療）制度について

千葉市（令和5年4月）

1 自立支援医療（精神通院医療）制度とは

精神疾患の治療のため、指定医療機関へ継続して通院する場合、支給認定により、通院医療費の一部負担金割合が、原則1割になる制度です。自立支援医療受給者証が交付されます。

2 制度の対象となる通院医療の範囲とは

医療保険の適用がある精神疾患および精神疾患に起因して生じた病態に対する通院治療です。

3 制度を利用するには

支給認定申請窓口は、各区保健福祉センター健康課となります。申請書類は、裏面をご確認ください。

- ・自立支援医療受給者証の有効期間は、最長1年間です。
- ・有効期間後も継続して当制度をご利用する場合、受給者証の有効期間内に更新申請ができます。更新申請は、有効期間満了の3か月前から可能です。
- ・更新可能期間を過ぎての申請は、新規申請となります。その場合、申請には必ず診断書が必要となり、申請受付日が有効期間の開始日となります。

なお、令和5年10月から更新申請について、千葉市公式LINE「あなたが使える制度お知らせサービス～For You～」に登録をすると、LINEやメールで更新時期をお知らせします。詳しくは、業務改革推進課のホームページをご確認ください。

4 自己負担額について

通院医療費の一部負担金は、原則1割ですが、「世帯」※1の所得状況や受診者ご本人の収入、疾患に応じて、1か月あたりの自己負担上限額が設定されています。

世帯状況	生活保護世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯 市民税（所得割）の合計額※4		
		低所得1※2 本人収入80万円以下	低所得2 ※3	中間1 33,000円未満	中間2 235,000円未満	一定以上 235,000円以上
自己負担 上限額 (月額)	0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額と同額		対象外※5
				重度かつ継続※7		
				5,000円	10,000円	20,000円※6

※1 「世帯」とは、医療保険上の「世帯」であり、住民票上の世帯とは異なります。

※2 「低所得1」とは、市民税非課税世帯であって、障害者又は障害児の保護者の「特定収入」が800,000円以下である方が該当します。「特定収入」とは、次の収入の合計です。

地方税法上の合計所得額、公的年金（障害年金・遺族年金・老齢年金等）、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 ※年金生活者支援給付金は対象外

※3 「低所得2」とは、「低所得1」以外の市民税非課税世帯の方が該当します。

※4 「住宅借入金等特別税額控除」、「寄付金控除」を受けている場合は、「税額控除前」の金額で認定します。
また、年少扶養控除・特定扶養控除（16歳～18歳）があるものとして算定します。

※5 市民税の所得割合計額が235,000円以上の場合であって、医療の内容が「重度かつ継続」以外の場合は、自立支援医療の対象外です。

※6 **令和6年3月31日**までの経過的特例であり、内容が変更になる可能性もあります。

※7 「重度かつ継続」は、疾患の種別等によります。

自立支援医療（精神通院）申請書類チェックリスト

必要な書類がそろっているかご確認ください。区分の◎は必須、○は一部の方が必要な書類です。 千葉市

区分	必要書類	
1 ◎	□自立支援医療費（精神通院）支給申請書	<ul style="list-style-type: none"> 用紙は各区健康課にあります。また、千葉市（精神保健福祉課）のホームページからもダウンロードできます。 病院、薬局の記載があります。名称や所在地等がわかるものをお持ちください。
2 ◎	□医療保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者名、記号番号、保険者名が確認できるもの。 受診者と同じ医療保険にご加入の方全員分が必要です。
3 ○	□市民税県民税所得証明書（市民税所得割額がわかるもの）	<ul style="list-style-type: none"> 各区健康課で交付申請ができます（市民税に係る申告等をしてある方）。その他、市民センター、区役所内（市税事務所または市税事務所出張所）でも交付申請できます。 交付申請には、窓口に来られた方の身分証明書（下記7参照）が必要です。 受診者と住民票上別世帯の方が来所される場合は、受診者の委任状も必要です。 国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療に加入の場合は加入者全員分、被保険者の場合は、被保険者本人分が必要です。 なお、被保険者本人が非課税の場合、受診者本人分（受診者が18歳未満の場合は保護者分）も必要となります。 令和5年度（令和4年分）の証明書が必要です。（令和6年6月末までの申請の場合） ※令和5年度市民税・県民税所得証明書は、令和5年1月1日に住民登録をしていた市町村で交付されます。
4 ○	□診断書 自立支援医療（精神通院）用	<ul style="list-style-type: none"> 記載日から3か月以内のもの。2枚提出。 診断書の提出は2年に1度です。（有効期間内に更新された方のみ） 精神障害者保健福祉手帳用の診断書で手帳を申請される場合、手帳用診断書を使って同時に申請できます。 用紙は各区健康課にあります。病院・診療所に備えている場合もありますので、直接ご確認ください。また千葉市（精神保健福祉課）のホームページからもダウンロードできます。 診断書に基づく精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、当制度の新規（有効期限切れを含む）申請をする場合、手帳の写しで申請できます。ただし、「重度かつ継続」として申請する場合は、別途、意見書（追加用）（申請窓口にあります）が必要となります。なお、手帳の写しで申請された方は、次回は診断書の提出が必要となります。 診断書作成にかかる費用は、本制度の対象外です。
5 ○	□年金額等がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> 受診者を受給者とする年金振込通知書、年金や手当の振込みが記載されている預貯金通帳帳など、障害年金、遺族年金等の公的年金や特別児童扶養手当等の金額がわかるもの。 世帯全員が市民税非課税かつ受診者が18歳未満の場合は保護者分が必要です。 令和4年1月～12月受給分が対象です。（令和6年6月までの申請の場合）
6 ○	□自立支援医療（精神通院）受給者証	<ul style="list-style-type: none"> 更新申請の方のみ。
7 ◎	□本人確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関が発行した顔写真入りの書類1点（原本） （例）個人番号カード（マイナンバーカード） 運転免許証 パスポート 在留カード または特別永住者証明書等の本人確認の書類等 上記書類がない場合は公的機関が発行した顔写真なしの書類2点（原本） （例）健康保険証 各種公的医療保険の被保険者証（自立支援医療受給者証等） 介護保険被保険証 生活保護受給証明 年金手帳 児童扶養手当証書等
8 ○	□生活保護受給証明書	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給されている方のみ 受診者の保護の実施機関で交付を受けてください。
9 ○	□支援給付受給証明書	<ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等支援給付を受給されている方のみ 各区保健福祉センター社会援護課で交付を受けてください。

※有効期間は最長1年間で、更新する場合は有効期限の3か月前から手続きができます。

<お問い合わせ・申請窓口>

中央区在住の方	中央保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる 13階	TEL 043-221-2583
花見川区在住の方	花見川保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1	TEL 043-275-6297
稲毛区在住の方	稲毛保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒263-8550 千葉市稲毛区穴川4-12-4	TEL 043-284-6495
若葉区在住の方	若葉保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒264-8550 千葉市若葉区貝塚2-19-1	TEL 043-233-8715
緑区在住の方	緑保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒266-8550 千葉市緑区鎌取町226-1	TEL 043-292-5066
美浜区在住の方	美浜保健福祉センター健康課 ところと難病の相談班 〒261-8581 千葉市美浜区真砂5-15-2	TEL 043-270-2287
千葉市（精神保健福祉課）ホームページ URL https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/seishin/index.html		